

(公印省略)

公入管第752号の3
令和7年1月23日

(一社)大分県建設業協会長
(一社)大分県測量設計コンサルタンツ協会長
(一社)大分県地質調査業協会長
(一社)日本補償コンサルタント協会
九州支部大分県部会長
(公社)大分県建築士会長
(一社)大分県建築士事務所協会長
(一社)大分県設備設計事務所協会長

殿

大分県土木建築部
公共工事入札管理室長

県発注の「建設工事」及び「建設コンサルタント等業務委託」
における保証証書の電子化（本格運用）について

保証証書の電子化については、県土木建築部発注工事における契約の保証・前払金（中間前払金含む）保証の保証証書で、令和6年6月1日以降、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の提出を可能とする試行運用を行っているところです。

令和7年4月1日より「建設コンサルタント等業務委託」を追加し、契約の保証及び前払金保証の電子化を全庁で本格運用することとしたので、お知らせします。

なお、引き続き電子証書の発行を予定している保証機関は、保証事業会社(※)です。

また、本格運用の詳細については、年度末における「契約約款等の改正」を参照してください（公共工事入札管理室のHPアドレス：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/>）。

つきましては、貴傘下会員等あて周知をお願いします。

※西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社

【制度に関する連絡先】

大分県 土木建築部 公共工事入札管理室

電話（直通）：097-506-4527

※申込、提出方法等については、

各保証事業会社にお問合せください。

参考：前回送付

(公印省略)

公入管第315号の4
令和6年4月3日

(一社) 大分県建設業協会長 殿

大分県土木建築部長

県土木建築部発注工事における保証証書の電子化（試行運用）について

この度、県土木建築部発注工事における契約の保証・前払金（中間前払金含む）保証の保証証書について、本年6月1日以降、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の提出を可能としましたので、お知らせします。

なお、現時点で電子証書の発行を予定している保証機関は、保証事業会社（※）です。つきましては、貴傘下会員等あて周知をお願いします。

記

1. 電子証書の提出方法（概要）

別添のとおり。

なお、発注者へ契約関係書類を提出する際、保証事業会社より発行された電子保証に係る『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』及び『保証証書（〇〇保証）』（電子証書の内容を確認する画面）を印刷したものを提出してください。

また、契約書の作成時においては、「大分県公共工事請負契約約款【R6.6.1～】：電子保証用」を使用してください。

2. 適用開始日について

令和6年6月1日以降に新たに工事請負契約を締結するものであって、電磁的記録により発行された保証証書の提出を可能とします（引き続き、紙媒体による提出も可能）。

※西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社

【制度に関する連絡先】

大分県 土木建築部 公共工事入札管理室
電話（直通）：097-506-4527

※申込、提出方法等については、
各保証事業会社にお問合せください。

契約の保証及び前払金保証の電子化について(試行運用)

令和6年6月1日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いの試行運用を開始します。(電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。)

具体的な電子化による取扱いについては、保証機関(保証事業会社)に確認した上で、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

電子化の対象となる保証証書

契約の保証

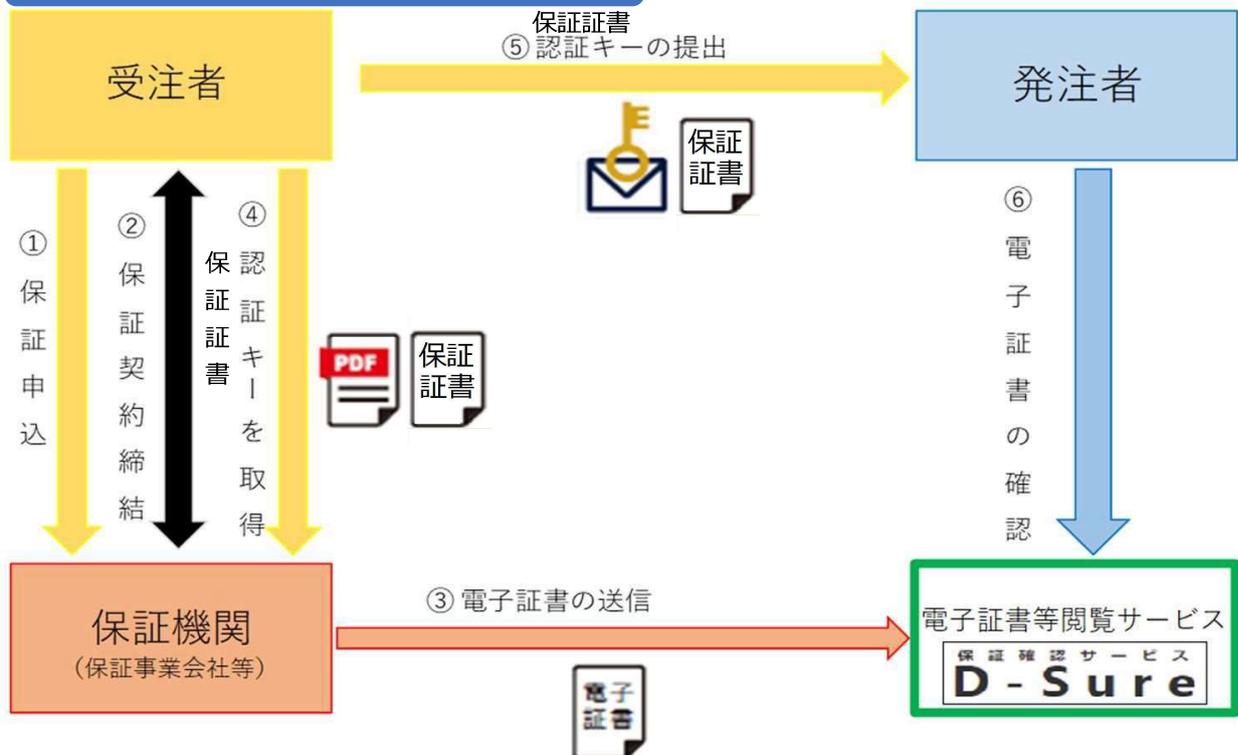
→ 契約保証証書 (引受先：保証事業会社※) 電子化対象

前払金保証
(中間前払金含む)

→ 前払金保証証書 (引受先：保証事業会社※) 電子化対象

※保証事業会社とは、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社のことです。

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』及び『保証証書(〇〇保証)』(電子証書の内容を確認する画面)を印刷したものを発注者に提出します。

また、当初契約書の作成時においては、「大分県公共工事請負契約約款【R6.6.1～】：電子保証用」を使用する必要があります。